

コンプライアンス規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人 Peace & Nature（以下「P&N」という）の適正な運営を図ることを目的として、コンプライアンスの実施及び運営の基準を定めたものである。

第2条（遵守事項）

1. 人権を遵守し、差別・ハラスメントは行わない。
2. 環境に関する条約・法令等を遵守し、地球環境に配慮した活動を行う。
3. 知り得た情報は適切に管理し、第三者の知的財産権等権利についても適切に扱う。
4. 贈答・接待等は法令に違反することなく、かつ社会通念上妥当な範囲内で行う。
5. 反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない。
6. P&N 内部組織の活動においては、その参加者は公序良俗を徹底し、私利私欲、社会生活において不適切な人格を持つ者による、組織の秩序、権限、責任の乱用、侵害、ならびに良好な組織の活動を阻害する行為があった場合については、これを調査し、是正する。
7. 本規定に該当し、これに反する行為を発見した場合又は不注意により自ら行った場合を問わず、速やかにコンプライアンス・オフィサーに報告する。

第3条（コンプライアンスのための組織体制）

1. コンプライアンス・オフィサーの設置

事務局内にコンプライアンス・オフィサーを置き、その責任者には監事が就き、事件の発生と被害の拡大の防止、再発防止のための適切な是正の処置を行う。

2. コンプライアンスに関する調査と事件の未然の防止

コンプライアンス・オフィサーは、適正な調査（内部調査）を行い、原因の究明と適切な対策を講じて被害の拡大を防止し、問題の早期解決に努める。

3. コンプライアンス報告書の作成と理事長への報告

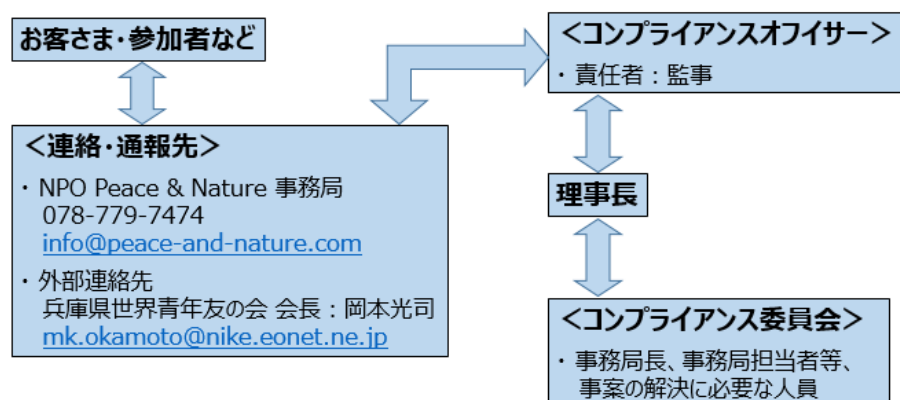
コンプライアンス・オフィサーは対応する事項が重大であり、事件の未然の防止が有効に機能しないと判断した場合、または緊急かつ組織的な対応が必要とされる場合について、事件の真相と具体的な対応策を検討し、記述したコンプライアンス報告書を作成して理事長に提出する。

4. コンプライアンス委員会の設置

理事長の判断と是正に関する措置の執行：コンプライアンス・オフィサーによるコン

プライアンス報告書を受理した理事長は、事務局長、事務局担当者等、事件の解決に必要な人員を招集し、『コンプライアンス委員会』を設置して、問題の解決に努め、再発防止の処置を講じる。これらのコンプライアンス規定に反する不祥事が組織外部の知るところになり公共の場に流布した場合は、理事長は速やかに的確な再発防止策を実施したことについて真摯、かつ明確な説明を行い、社会的信用の回復に努める。

コンプライアンス組織体制図



第4条（改 廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則

1. この規程は、2024年（令和6年）3月28日 から施行する。
2. 2025年（令和7年）4月5日に、第3条を見直し、本規程を改定する。